

## 第39回守口市子ども・子育て会議

開催日時	令和5年9月8日（金）午後4時30分～午後6時30分																														
開催場所	守口市役所1階 市民会議室105																														
案 件	<p>(1) 開会</p> <p>(2) 議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」第6章の令和4年度進捗状況について</li> <li>・「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」第7章の令和4年度進捗状況について</li> <li>・小規模保育事業の認可についての意見聴取にかかる報告及び特定地域型保育事業者の確認に係る新たな利用定員の設定等について</li> </ul> <p>(3) 閉会</p>																														
出席者	<p>○出席委員（11名）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">久保田 健一郎</td> <td style="width: 50%;">木下 隆志</td> </tr> <tr> <td>柏木 智子</td> <td>横山 美香</td> </tr> <tr> <td>光吉 鈴代</td> <td>森園 泰子</td> </tr> <tr> <td>邨橋 雅廣</td> <td>津嶋 恭太</td> </tr> <tr> <td>栗山 美穂</td> <td>西村 幾子</td> </tr> <tr> <td>金谷 稔</td> <td></td> </tr> </table> <p>○事務局（8名）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">こども部長</td> <td style="width: 50%;">田中 秀典</td> </tr> <tr> <td>こども部次長</td> <td>平田 誠</td> </tr> <tr> <td>子育て支援政策課長</td> <td>大下 浩二</td> </tr> <tr> <td>子育て世代包括支援センター長</td> <td>岡田 晴美</td> </tr> <tr> <td>子育て支援政策課 課長代理</td> <td>内橋 真吾</td> </tr> <tr> <td>子育て支援政策課 主幹</td> <td>細嶋 達也</td> </tr> <tr> <td>こども施設課 主任</td> <td>渡邊 智徳</td> </tr> <tr> <td>こども施設課 主査</td> <td>西田 恵理子</td> </tr> <tr> <td>子育て支援政策課</td> <td>大畑 朝丈</td> </tr> </table>	久保田 健一郎	木下 隆志	柏木 智子	横山 美香	光吉 鈴代	森園 泰子	邨橋 雅廣	津嶋 恭太	栗山 美穂	西村 幾子	金谷 稔		こども部長	田中 秀典	こども部次長	平田 誠	子育て支援政策課長	大下 浩二	子育て世代包括支援センター長	岡田 晴美	子育て支援政策課 課長代理	内橋 真吾	子育て支援政策課 主幹	細嶋 達也	こども施設課 主任	渡邊 智徳	こども施設課 主査	西田 恵理子	子育て支援政策課	大畑 朝丈
久保田 健一郎	木下 隆志																														
柏木 智子	横山 美香																														
光吉 鈴代	森園 泰子																														
邨橋 雅廣	津嶋 恭太																														
栗山 美穂	西村 幾子																														
金谷 稔																															
こども部長	田中 秀典																														
こども部次長	平田 誠																														
子育て支援政策課長	大下 浩二																														
子育て世代包括支援センター長	岡田 晴美																														
子育て支援政策課 課長代理	内橋 真吾																														
子育て支援政策課 主幹	細嶋 達也																														
こども施設課 主任	渡邊 智徳																														
こども施設課 主査	西田 恵理子																														
子育て支援政策課	大畑 朝丈																														

○会長 それでは、第39回守口市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

まず、本日の出席委員数について、事務局に報告を求めます。

○事務局 本日の出席委員は、定数14名中、11名でございます。

なお、森委員、澤谷委員、寺岡委員につきましては、本日、欠席の連絡を受けております。

○会長 ただいま、事務局から報告がありましたとおり、守口市子ども・子育て会議設置条例第6条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

初めに、今回から新たに委員となられた方について、事務局より紹介させていただきます。

○事務局 前任者の人事異動等に伴い、後任者として新たに子ども・子育て会議委員となられた方をご紹介いたしますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

第7号委員、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者、栗山委員でございます。

○栗山委員 栗山です。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、第9号委員、関係行政機関の代表、金谷委員でございます。

○金谷委員 金谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 なお、お二人の委員の任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、令和6年7月31日までとなります。よろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございます。

それでは、次に、本日出席いただいている委員の皆様のお名前を順番にお呼びしますので、一言ずつお願いしたいと思います。名前だけでも大丈夫です。

まず、木下委員、お願いします。

○木下委員 木下隆志と申します。よろしくお願いいたします。

○会長 次に、柏木委員、お願いします。

○柏木委員 柏木智子と申します。よろしくお願いいたします申し上げます。

○会長 横山委員、お願いします。

○横山委員 横山です。よろしくお願いいたします。

○会長 光吉委員、お願いします。

○光吉委員 光吉です。よろしくお願いいたします。

○会長 森園委員、お願いします。

○森園委員 森園です。よろしくお願いいたします。

○会長 邨橋委員、お願いします。

○邨橋委員 邨橋です。よろしくお願いいたします。

○会長 津嶋委員、お願いします。

○津嶋委員 津嶋です。よろしくお願いいたします。

○会長 最後に、西村委員、お願いします。

○西村委員 西村です。よろしくお願いいたします。

○会長 以上、新規の方は最初に言っていただいたのでということになります。

○事務局 それではここで、こども部長からご挨拶申し上げます。

○事務局 今年度4月1日に、こども部長を拝命いたしました田中でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、平素から本市の子ども・子育て支援施策の推進に多大なるご協力を賜り、厚くご礼申し上げます。

さて、令和4年度に子ども・子育て会議委員の皆様のご意見を賜りながら実施しました、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後、さらなる教育・保育の確保方策が必要との結果となりました。

加えて、この間の保育利用ニーズの高まりや新規利用申込者数の急激な増加も相まって、令和5年度4月1日における厚生労働省定義の待機児童が5年ぶりに発生することとなりました。また、保育施設等を利用できない「未利用児童」も大幅に増加しており、本市としては保育施設の新規認可を初めとした保育の受皿確保方策は不可欠な状況となっております。

そこで、令和5年3月30日に、小規模保育事業設置・運営事業者を募集し、その結果、令和5年度中に開設予定の5園の小規模保育事業運営事業者を選定しました。

そのような状況の中、今年度の会議では、第二期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の報告に加え、令和5年度中に開設予定の小規模保育事業所の認可に係る利用定員の設定に関して、ご意見を頂戴する予定でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、会議への出席についてご協力いただき、ぜひ忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、よろしく願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、次に、本日の会議資料について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、本日の会議資料についてご説明いたします。

まず、【資料①】第39回守口市こども・子育て会議次第

次に、【資料②】「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」第6章 評価シート（令和4年度実績）

次に、【資料③】「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」第7章 調査票（令和4年度実績）

そして、本日追加資料として委員の皆様の机の上に置かせていただいております資料として、

まず、【追加資料1】認可予定の地域型保育事業に関する概要

次に、【追加資料2】特定教育・保育施設等に係る確認について①と書かれたA4ホッチキス留めの資料

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまから、事務局から資料の説明がありましたので、各自資料のご確認をお願いいたします。過不足などございませんでしょうか。

(不足なし)

○会長 大丈夫ですね。それでは、不足がないようなので、早速本日の議題に入らせていただきます。

本日の議題は、次第に記載しているとおり3つあります。

まず、1つ目の議題「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」第6章 進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」第6章における令和4年度進捗状況についてご説明申し上げます。

各委員のお手元に「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」を置かせていただいておりますが、まず初めに、こちらの68ページをお開きください。68ページについてお開きいただけましたでしょうか。それでは、説明させていただきます。

本市では基本理念である「子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち 守口」の実現に向け、6つの施策目標を設定し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の枠組みの確立を目指し、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の体系」にございます6つの施策目標をさらに推進項目として整理し、その内容に沿った事業・取組についてお示ししたものとなっております。

それでは、資料2「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」第6章評価シート（令和4年度実績）と書かれた資料をご確認ください。こちらは、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」第6章に記載されている事業の令和4年度の進捗状況となっております。

まずは、上段左側をご覧ください。A欄、B欄には施策目標と推進項目を記載し、C欄、D欄にはそれぞれの事業の内容や今後の展開を記載しております。E欄には参考として令和3年度の実績を、F欄にはそれぞれの事業の令和4年度の実績を記載しておりますが、当事業計画において令和6年度の数値目標を設定している事業には、目標値も併せて記載しています。G欄には、令和4年度の実績が令和6年度の数値目標と10%以上乖離している場合や、事業自体が未実施だった場合にその理由を記載するとともに、そのほか補足事項を記載しております。H欄には、各事業の担当課を、I欄には、計画の該当ページを記載しております。

それでは報告に移らせていただきます。第6章は全部で108事業ございますが、時間の関係上、施策目標ごとにまとめて報告させていただきます。

まず、政策目標「1. 子どもの豊かな成長支援」でございます。

資料一番左の政策番号で申し上げますと、1番から50番になります。具体的な事業としては、妊婦健診や乳幼児健診、乳児家庭の全戸訪問や予防接種などの妊婦・乳幼児に関する支援や、学力や体力の向上、教育相談や進路相談などといった学校での児童に関する支援があります。こちらにつきましては、令和3年度に引き続き、対面での実施となる事業も多く、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた事業もありますが、乳幼児健診やすこやか5歳児事業、乳児家庭全戸訪問や子育てに関する講習などの子育て関連事業に加え、教育関連の事業も、実施形態の工夫などにより、それぞれ令和3年度に比べると、実績値が増えている事業もあります。

7ページの50番、障がい福祉サービスにつきましては、子育て世代包括支援センター等の発達支援相談による療育の勧めにより早期療育につながっており、児童発達支援の支給決定者が前年に比べて増加しております。また、放課後デイサービスについては、市内事業所が増え利用しやすい環境となっていることや、個々の特色のある支援を実施しているため、複数事業所の利用等の結果、延べ利用者数への増加につながっております。

次に、施策目標「2. 子どもが安全に育つための環境づくり」でございます。

政策番号は、51番から59番になります。具体的な事業としましては、交通安全教室や防犯声かけパトロールの実施、防犯カメラの設置などがあります。こちらについても、一部新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業もありますが、おおむね計画どおりの事業実施ができています。

次に、施策目標「3. 子どもの人権尊重と権利擁護の進捗」でございます。

政策番号は、60番から69番になります。具体的な事業としては、人権啓発や家庭児童相談、児童虐待防止相談や養育支援訪問事業などがあります。こちらの事業についても、おおむね計画どおりに事業を実施できており、養育支援訪問事業などの件数や、児童虐待早期発見のための研修会の参加者数など、前年度と比べて増加しているものもあります。また、児童虐待防止地域協議会については、実務者

会議に加え、令和4年度より新たに、対応困難ケース等の困難事例検討会議を15回実施、特定妊婦やハイリスク妊婦への支援強化として妊産婦検討会議を11回実施しています。

次に、施策目標「4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり」でございます。

政策番号は、70番から81番になります。具体的な事業として、公共施設の子育てバリアフリーの推進や「赤ちゃんの駅」の推進、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業などがあります。こちらの施策目標は、事業目標を掲げている事業が多く、目標値より大きく乖離している事業は主に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を理由とするものですが、赤ちゃんの駅や地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業などは、令和3年度と比較して、件数等は増加しております。

次に、施策目標「5. 子育てと仕事の両立支援」でございます。

政策番号は、82番から96番になります。具体的な事業として、時間外保育や病児保育、放課後児童クラブ、児童扶養手当やひとり親医療費助成制度などがあります。こちらの施策目標は、この後にご説明いたします、第7章と重複する事業もありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者が利用を自粛するなど、病児保育事業や児童クラブ登録児童室などの一部の事業では利用者が大幅に減少し、目標値と大きく乖離している事業もあります。

最後に、施策目標「6. 地域力の活用による子育て支援」でございます。

政策番号は、97番から108番になります。具体的な事業として、子育てサークルの活動支援や「もりランド」における交流の場の提供、こどもの体験学習や青少年育成指導員校区活動支援などがあります。こちらの施策目標についても、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの事業が影響を受ける形となりました。回数や人数の制限をした実施や、イベント自体が中止または延期となるなど、目標としている数値に届かない状況となっておりますが、もりランドや児童センターなど、令和3年度と比較すると、利用者数が増加しております。

以上が、第6章「施策目標別」の令和4年度実績となります。子ども・子育て支援事業計画の進捗状況につきましては、この第6章と後ほどご説明いたします第7章を合わせまして、市のホームページに公表する予定です。

以上、誠に簡単な説明ではありますが、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」第6章の令和4年度進捗状況についてご説明となります。よろしく願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、この6章ですね。本当にたくさんありますけど、この中で何かご意見などありましたら、まずは自由に言っていただけたらと思います。

○委員 13番の乳幼児教育なのですけれども、文言が適切かどうかというのがちょっと気になります。乳児クラスは育児担当制を導入という私立認定こども園の取組なのですけれども、育児担当制をそのままやっているところは結構少ないんじゃないかなと思います。ある意味、担当制は意識しているのだけれども、緩やかな担当制という文言のほうが、以前よりも似つかわしいかなと思っています。

それと、幼児クラスは少人数制を導入ということになっているのですが、実は意識はしていますが、少人数でやりたいなどは意識はしているのですが、保育士採用ができないまま少人数制という実態になっているというのが実情です。そこらからちょっと何か導入というふうに意識的にやってそれができているような表現はどうなのかという疑問はちょっとあります。

それと、14番の異年齢交流のところで、これも津波を想定した避難訓練を中学3年生と一緒にやるといのは、これやったかどうか私はちょっと確認できていないので、確認されていたのかなとちょっとお聞かせいただきたいと思います。コロナで小学校とか中学校との交流がしづらくなっている中で、ここまで具体的なことをやった園があったのかなというのはちょっと私、把握できていないので、その点ちょっとお願いします。

○会長　　じゃあ、今の13と14ですね。事務局のほうからお願いします。

○事務局　　13の乳幼児の教育・保育、14の異年齢交流についてですが、私立認定こども園での取組等についてなのですけれども、これは私立認定こども園さんから調査を行ってどういう取組をされているのかというのを抜粋したものでして、こういう取組をされている園さんもあるということでございます。

○委員　　ただ、各施設と話をしている中で、その育児担当制がね。今までほどしっかりした育児担当制をやっているところというのが結構少ないというのは実感としてあるので、そこをあまり育児担当制を導入と書いていっちゃうのはどうかなというのがちょっとあったので質問させてもらったのですけどね。

○会長　　例のようですね。挙がってきたものを書いたということでしょうね。だから、市を挙げてやっているように見えてしまうということでしょうね。

○委員　　そうなのですよ。育児担当制という本当にきっちりしたものを今やっているところは意外と少ないのですね。守口。確かに担当制は意識はしているので、ある意味緩やかな担当制という行政的な言葉が確かに使われていると思うので、そちらのほうにしたほうがいいかなと思います。それと、さっきも言ったように、少人数制の導入って言っちゃうと、意図的にそれをやったふうになるのですけども、結果的に子どもの数が減っているから配置基準でいくと少人数になっているという状況のほうが大きいと思うのです。ただ、確かにやりたいと思っはいるのですけれども、現実としてここに導入というのは書いていいものかなというのはちょっとあります。また、もし修正が入るのであれば、ちょっとそこらを考えていただけたらいいかなと思っています。

○会長　　そうですね。確かに意図的に一斉に育児担当制を導入したり、少人数制を導入したりというように読めてしまうので、また検討していただければと思います。

14の質問のほうは。

○事務局　　それも13番と一緒に、各民間園さんにどういう取組をされているかというのを意見を集約していただいたものを載せていますので、そういった実績があるというふうにご理解いただければと思います。

○委員　　令和4年度もやったと言っはるのですね。

○事務局　　おっしゃるとおりです。

○委員　　はい。分かりました。

○会長　　ありがとうございました。

○委員　　今の委員と意見というか発言にも関連するのですが、17番の学校教育への円滑な接続に向けた取組というところで、令和4年についてはコロナ禍でいろいろ難しい部分は、接続期でも交流を図ったりとかいうところはあったのですが、実際に行われていることは私も把握しているのですけれども、以前もちょっと発言させていただいた経緯はあったと思うのですが、小1問題を起こさずということで、今、小学校との連携とか架け橋プログラムなんかもちろん推奨されているとか推進されていて、そういう情報のやりとりというのは進んできているとは思いますが、まだ全部のその就学先の学校と園がつながっているとは思っていないのですね。今、言われていたように、全部がその網羅されてそういうところの情報があるというのは、その人数とかその近郊のその行く、私立であれば行く先ですね。近いところであれば多かったですけれども、また遠方の方もいらっしゃるとかで、そういうときになると人数が少ない分、その学校からの打診がなかったりとか情報の交換が、逆に積極的にこちらからさせていただければそういうところもあるのですが、必ずしもそういうところが、全部が網羅されているところではないのかなということで、進捗状況としてはこういうふうにかかれていますが、市としてもやはり全体的にそれが網羅されるような形で連携がつながって

いければなと思っていますし、特にプログラム関係でいくと架け橋とかですけれども、職員間の交流というのは本当にまだまだ進んでいないところがあると考えているのですね。そういうところで、やはり教職員で、例えば参観をお互いに見に来ていただくとか、見に行くとか、そういうところも学校でいけばなかなか小学校の先生ももうお忙しくてというか忙しいところもあって、本当に実際の声でいけばなかなかそういう時間はとれないというようなことも伺うので、なかなかその学校で、学校と園とかうまくそういうところが進んでいる。接続が進んでいるかというところについては、まだ未熟なところは多分にあるのではないかなと思うので、そういうところもこういうところに反映できるようにはしていただきたいと思うのと、もう1つちょっと関連で、少し外れるかもしれないのですが、過去であれば中学校連携推進協議会という名称で保育園、幼稚園の先生もその小学校、中学校とのそのコミュニティの中に一緒に入っていたと思うのですが、もうコミュニティ協議会に変わってから、なぜかその保育園とか幼稚園については全部事務局から外れてですね。そういう交流の場というか情報交換の場が非常になくなってしまったなというのが実感ですね。やはりそういうこれからまさに接続期という意味で重要な部分であれば、そういうところでは一緒にそういう交流を図れる場というか、会議の場もそうなのですけれども、持てたほうがいいのではないかなというふうに思っています、そういうところはまた今後の施策としてというか、それがなくなっているという取り込まれていない以上、そこに委員としてとか参加することというのはできないかなと思うのですけれども、これは各ブロックでその地域で違っているのであれば、それに参加できているところもあればというか、私はほぼ各施設皆さん声をそろえてそんなにその接続で交流を図れているようには思えてはいなくてですね。ちょっとその部分について現状を教えてくださいなと思っています。すみません。ちょっと意見になりました。

○会長 どうでしょうかね。何かこれももう恐らく出てきたものを例として挙げているのかと思うのですが、何か市のほうで把握していることとかですね。

○事務局 コミュニティ協議会なのですけども、我々のほうでその各コミュニティにその教育施設、保育施設がなぜ外れているかと。経緯というのはちょっと今のところでは把握できていないのですけども、逆に言いますと、その教育保育施設の方々がそういった場に参画されたいなり、する理由というのがあるようでしたら、我々そのコミュニティ協議会の所管からなりに、こういう趣旨でやっぱり意見として参加したいということがあれば、それは私のほうに言っていただければお伝えすることはできると思いますので、どういった趣旨でそういったところに入っていきたいかというのを、また市のほうと調整させていただければ、そういうふうに調整することも可能かなと思います。

○委員 確かに連携推進協議会のときは、本当に地域の、地域の子どもをみんなで見守ってというふうな内容だったと思うのです。運営協議会というのが学校に地域の力をどんどん入れてというふうな趣旨で、中学校区ごとに設置されたものなのです。なので、ほとんどの校区では幼稚園さんとか、以前入っていた幼稚園さんとかが外れてしまっているというような状況は実際にあるのかなと思います。その辺で幼稚園と保育園の連携がとりにくくなったよね。教育フォーラムとかも実際は連携推進協議会と同じように行っているのですけどね。一緒にやっていたときは多分周知とかしててどうぞ来てくださって感じだったと思うのですけど、その辺が今度、幼稚園とか保育園さんとか認定こども園さんとかもそうなのですが、小学校とかその中学校区として連携をどうやって図っていったらいいのかなというのは課題だねということは実際出ているところです。だから、運営協議会というものがちょっと連携推進協議会というものと趣旨が変わってしまったというところがあるので、その中に委員として入られていないところがほとんどだと思います。もうほぼないんじゃないかなと思います。

○委員 今、委員がご説明いただいて、そのとおり、やはり今まではそういう機会があって、やはり情報交換であるとかやっぱりちょっとしたその子どもの今、情報共有ですかね。そういうところが現状とか、そういう話が出たのでこのここに載っていますような学校教育の円滑な接続にしてもそこは一応

担っていたと思うのですね。それがちょっと形が変わってしまったが故に、今そういう場が失われたって今、おっしゃったとおりフォーラムについてはしますのでぜひご参加くださいと。案内はいただくのですが、ふだんからそういう交流がないもので、やはり保護者の方にすれば、これ何なんですかというような話になってしまうので、やはり私たちとしてはそういうもう一度ね。改めてそういうところでのこの教育保育を考えるという意味においては、そういう機会とか、むしろ先ほど言いましたように、教職員の交流機会であるとか、そういうのがまた別途設けられてそういう組織ができ上がればいいのかと思うのですが、もうこれは自助努力というか自分たちから積極的に投げかけていくしかないのかなというところもあるのですが、行政としてそれをまたバックアップいただけるのであれば、そういう形で各地域や、それこそこれから進むであろう誰にでも預けられるとかね。子どものそういう保育事業なんかであれば、そういうバックグラウンドから分かっているかどうかというのは非常に大事だと思うので、そういうところについてはまたぜひご検討いただきたいなというふうに思います。すみません。

○委員 それに関連してよろしいですか。私もちょっと今、言わせていただきたいなと思っていたのは、学習指導要領が変わりましたよね。小学校の。その中に乳幼児期の遊びの中で学んだものを小学校の自覚的な学びにつなぐということになってくると、本来は子どもたちが遊んだことがベースでそれをどういうふうに教育内容のものとして取り込んでいくかという形になっていくのですね。で、何で文部科学省でこれが出てきたかというのと、4歳ぐらいまでで例えば抽象的な習慣的な対応の仕方という生活習慣をどうするかということであったりとか、感情のコントロールであったりとか、物事を想像していく力、それとか話をきちんと聞くという力が落ちてくるのですね。小学校でそれを伸ばそうと思ってもなかなか伸びない。数とか言語とかというのは伸びていく反面、社会性とか象徴性というのは育てにくいのです。その中で本来子どもたちが丁寧に自分の気持ちをコントロールしながら、我慢しながら話を聞くとかということベースにした、子どもたちの育ちということについての視点というのを、ぜひここで強調していただきたいなと思います。

その点について、うちの園でもその方向性を出しても、保護者の方がなかなか理解していただけない。そういう意味では社会的な認知度とか認識というのはそこがすごく低いので、これから先子どもたちが興味を持ったこととか、面白いと思ったことがきっちりできる状況が小学校とかにできていって、それが大人になったときに実を結ぶような教育のつながりというのは考えていただきたいと思うのです。そのベースとしての乳幼児教育をちゃんと見て、重視していきましょうというようなことはどこかで事業計画に書いていただけたらいいかなと思っています。

○会長 どうもありがとうございました。今、おっしゃっていただいたところで、ちょうど引き続き17のあたりのことかなと思うのですが、何か書き加えたりする意見等があればそういったところに書き加えたり、あと具体的にちょっと今システム的な問題も出てきましたので、そこもまた進めてくれたらなと思います。他市でも接続期がうまくいってまうところ、あまりないですよ。どこも結局、たまに一生懸命やっても、校長が変わるとまた全部なくなったりとかね。そんなようなところが多いので特に民間、私立園と公立の小学校というのはつながりの難しいところがあるかなと思います。そのあたり市がサポートに入っていていただけて進めていただくといいかなと思います。ありがとうございます。

ほかの点、今の点の続きでもいいのですが、ほかの点何かありましたらお願いします。

○委員 配慮が必要な子どもたちへの支援というところで、その子育て支援とか情報交換をしながらつないでいくことを考えると、包括支援センターとかがつないでいくという形になっているはずですよ。けれども、包括支援センターのほうから5歳児健診のこととかはよく来るのですけれども、入所に関して窓口のほうに情報が行っていないことがよくあるのですね。実際、この子が入りますと来たとき



に、この子、見学に来たときに何かちょっと引っかかっていたのと違う？ということで支援センターに行ったら、その子はちょっと問題抱えている子なのですという事がよくあります。初めて利用申請に来たときに窓口のほうとちゃんと相談ができていない。そのような例は前からも何回かお話をさせてもらっていたのですが、ここのあたりの情報のやりとりというのは、ぜひきちんと同じ部の中なので、やっていただきたいなと思います。

それとあと、年1回の巡回というのは実際少ないのですよね。できるだけ巡回は回数が取れるようにしていただけたらありがたいです。園によって対象の人数は違うので、1人当たり本当に5分で本当に分かっているのって思うぐらいの時間で終わってしまうこととかがよくあるので。そこはやっぱり回数を重ねることを見ていただくとかというふうなことが必要です。そしてその、支援に対する考え方なんかを、親についてもきちんと話できるような場、時間を取れるような体制を組んでいただけたらありがたいかなと思います。

○会長 今、16のところですね。何かちょっとそのあたりで市のほうで何か、事務局のほうでありますか。

○事務局 配慮児の情報提供についてなのですが、例年ですね。一斉入所については10月頃に申込みの時期、10月後半頃にごさいます、そのタイミングで保護者の方から問診票でどういった配慮が必要なのか。お子さんの状況をお伺いさせていただいて、11月の末頃にその情報の提供であったり、包括支援センターでそういう情報がある児童に関しましては情報提供させていただいて、それに関しても12月頃に情報の提供はさせていただいているところでございます。

○委員 じゃあそれに対してということでもう1つ言わせていただくと、12月とか1月にこういう子が入ってくるかもしれませんという情報をいただいても、それに対する対応というのはなかなか難しいのですよね。本当に加配が必要なら先生を採用しないと駄目だけれども、先生の採用って大体10月、11月なのです。それに対し最終確定するのが1月末とか2月になってくると、先生の採用、それが間に合わない。4月には加配保育士がいなくて受入れできない状態も起こってくるということになります。その辺りのことを考えると、その入所処理の公平性というよりも、子どもたちが4月1日時点で入所したいと言っていることに対する公平性の確保というのをどういうふうにしていくか考えていただきたい。だから親がうちの子、障害児ですというのをはっきり社会に知れてもかまわないから、何とか1日で入所したいという気持ちや、今利用している方についてはその決定を何とか早くできないかなということ。だから、親の気持ちと受ける側の施設、それと行政的な処理の段階でオーケーであるのであれば、早くしてあげればその段階で加配保育士が採用ができる可能性のほうが高いので4月1日受付ができると思うのです。そのことについては入所の公平性ということでできませんとおっしゃるのですけれども、ぜひそこを考えていただけたらありがたいです。

○会長 ちょっとその点について何か、どうでしょうか。事務局のほう。

○事務局 基本的な考え方は先ほど委員がおっしゃっていただいたように、これまで市のほうがスケジュール、情報提供できないというお話をさせていただいているのですが、原則の考え方としては、確かに保護者によっては何とかうちの子どもは障害持っているからという方もいらっしゃる、その正反対で、それを認めたくない。知られたくないという方もたくさんいらっしゃる状況の中で、特定の方だけの情報提供をするのは難しい。また、特定の方だけを優先枠として入れるとなってくると、本来は保育の必要性で順位を決めさせていただいて、就労であったりとかいうところで順位を決めさせていただいております。それを障害をお持ちの方の枠を例えば作ってしまうと、じゃあ全体のどれぐらいなのだとか、何%なんだとかいう議論も出てきますし、我々守口市の考えとしては、あくまでも保育の必要性の順番で決めさせていただいている。ただ、その情報提供については、やはりある一定全ての園児の皆さん、全てのそういった情報提供するわけにはいきませんので、ある一定の私の子どもはここ

に入れてあげたいとかいう希望が分かって、ある程度その決まった段階で各園さんにはこういうお子さんがいらっしゃいますという情報提供させていただく。それと申込みに当たっては、事前に施設見学、当然その施設見学で全てが網羅できるとは思いませんけど、そういったところである一定の判断させていただくと。それと、それについては公立園も同様なのですけれども、加配というかその配慮が必要なお子様というのは当然何人いらっしゃるか読めない。現状というかそういう障害をお持ちでないと思っ  
ていても、年度途中とか入園してこられてから、実は配慮が必要だったねっていうケースもあるので、公立園としてはある一定例年の見込み数で保育士を何とか確保して、それでもなかなか確保できないのですけど、人数決まらないというのもあるのですけど、そういった形で対応させていただきま  
すので、その辺についてはこれまでも認定こども園協会協会の皆様にはそういう説明をさせていただ  
い  
て  
い  
る  
と  
こ  
ろ  
で  
ご  
ざ  
い  
ま  
す。

○委員　ごめんなさい。ちょっと問題抱えているどの子に対してもそういう対応してくださいって  
言  
っ  
て  
い  
る  
わ  
け  
で  
は  
な  
く  
て、親がうちの子の個人情報も分かってもいいけども、ちゃんと4月1日に入  
所・入園できるような手続はしてもらえませんかという話だけなので、入所してから問題になった子  
と  
い  
う  
の  
は  
し  
ょ  
っ  
ち  
ゅうあるわけなので、それについてどうのこうの言っているわけではないので、ちょ  
っ  
と  
そ  
の  
点  
だ  
け  
誤  
解  
の  
な  
い  
よ  
う  
に  
お  
願  
い  
し  
た  
い  
な  
と  
思  
い  
ま  
す。

○委員　私ども学校法人立のほうの認定こども園協会なのですけれども、やはりそれぞれ今の施設の  
現  
状  
ど  
う  
い  
う  
こ  
と  
が  
起  
こ  
っ  
て  
い  
る  
か  
と  
い  
う  
と、やはり1号児、2号児という、委員の方もご存じだと思  
う  
の  
で  
す  
け  
れ  
ど  
も、いわゆる幼稚園由来と保育所由来と。子どもさんも含めてですけど、今、先ほども  
お  
話  
い  
た  
だ  
い  
て  
い  
た、基本的には2号児、3号児の子どもたちの情報提供として事前に入園の前にこう  
い  
う  
つ  
ま  
ず  
き  
が  
あ  
り  
ま  
す  
と  
か、こういうところでちょっと困っていらっしゃるというのも入園を希望さ  
れ  
て  
い  
ま  
す  
と  
い  
う  
情  
報  
を  
い  
た  
だ  
け  
る  
の  
で  
す  
け  
れ  
ど  
も、私が感じるには、これからの子どもの育ちを全て  
公  
平  
公  
正  
に  
見  
て  
い  
く。先ほども言いましたように子ども誰でも通園制度も含めてですけど、そういうこ  
と  
で  
預  
か  
る  
と  
す  
れ  
ば、やはりバックグラウンドで情報というのは非常に重要になってくると思うのです  
ね。というの、やはり安全安心も今非常に言われていますけど、虐待の面であるとか子どもの育ちを  
ど  
う  
見  
守  
っ  
て  
い  
く  
か  
と  
い  
う。このこと言えばその子どものバックグラウンドですよ。アレルギーが  
あ  
る  
と  
か、やはりその発達においてつまずきがあるとか、そういうことは全てやっぱり私たちも知り得  
な  
い  
と、先ほどまさに言われたとおり、入園はできました。だけでもそれを受けたときにどう保育を提  
供  
し  
て  
い  
く  
か。マンツーマンでしなければ難しいですとかなったときに、本当に保育士の確保も相ま  
っ  
て、  
で  
き  
な  
い  
の  
で  
す  
ね。ですから、その何が起こるかという、やはりいわゆる保育崩壊とか学級  
崩  
壊  
の  
よ  
う  
な  
形  
で、それがどういふふうにして進められるのかということで、人がいる。だけでも人も  
雇  
用  
で  
き  
な  
い  
と  
い  
う  
よ  
う  
な  
状  
況  
が  
起  
こ  
っ  
て  
く  
る  
の  
で、今のパーセンテージですね。また見直しがあ  
っ  
て  
文  
科  
省  
の  
ほうも何でもこれも機会があるごとに伝えているのですけれども、今まで6%台だったその発  
達  
障  
害  
の  
子  
どもも、今やもう調べると10年ぶりですけれども10%を超える状況が出てくると。そう  
す  
れ  
ば  
ま  
た  
就  
学  
前  
の  
そ  
の  
施  
設  
で  
い  
え  
ば、もっとパーセンテージは高い可能性もあるということで、これ  
は  
そ  
う  
い  
う  
気  
づ  
き  
の  
分  
で  
あ  
る  
と  
か、医学的にとか、そういう見識が高まってそういう子どもの発生、出  
現  
率  
と  
い  
う  
の  
で  
す  
か。が高まって分かっていったところもあると思うのですけれども、このコロナの3  
年  
間  
の  
こ  
と  
も  
考  
え  
て、やはり子どもの関わりが十分にできていないとか、同世代での遊びが確立でき  
て  
い  
な  
い  
と  
か、生活習慣、基本的な生活習慣が確立できていないとか、そういう課題も本当に現場が今、直  
面  
し  
て  
い  
る  
と  
こ  
ろ  
だ  
と  
も  
思  
い  
ま  
す  
し、実感しているところなので、やはり市としてその1号認定の子  
ども  
も  
情  
報  
と  
し  
て  
は  
本  
来  
は  
い  
た  
だ  
き  
た  
い  
な  
と  
思  
っ  
て  
い  
る  
の  
が  
本  
当  
の  
と  
こ  
ろ  
で  
す  
し、何かそれが提供でき  
な  
い  
理  
由  
が  
あ  
る  
の  
か  
な  
と  
い  
う  
こ  
と  
で  
私  
も  
何  
度  
か  
質  
問  
さ  
せ  
て  
い  
た  
だ  
い  
た  
の  
で  
す  
け  
れ  
ど  
も、本来はお母様の同意  
も  
含  
め  
て、保護者の同意も含めてそういうことが各施設が十分知った上でお預かりをして、そこで何

もふるいをかけるというかね。受入れられませんということではねるという意味じゃなくて、そういう子どもたちも含めて民間の園がほとんど今、セーフティネットとして公立も残っていますけれど、民間にスライドしていける状況に言えば、今後必ずこの課題というのは大きなものになってくるというふうに私も思っていますので、こういう課題も含めて今後のこの計画というのを見ていかないと、本当に子どもがその施設のほうでの預かりがかなわないということが本当に出てくるのかなと。それは本当に安全安心ということと人の確保ということが今、少子化とともに大きな問題になっているということで、このことも認識はして十分いただきたいというのと、もう一度その情報提供という意味では、もうそういう提供を妨げるという時代はもう終わって、やはりそのことも含めてオープンにしていかなければならない時代はもう来ているというふうには考えていますので、意見として述べさせていただきます。

○委員 これは61の人権教育の取組のところでも関係してくると思うのですよ。ふだんの子もたちの生活の中に障害児がいてることが大事です。今、発達すればするほど障害は障害というふうな意識が出ますけど、乳幼児期というのは障害を個性として捉えて関われる時期なのですよね。その時期に本当に子ども同士の関わりを大事に育てたいという意味では、できるだけ早くそういう問題を抱えている子どもに入れてあげたいし、受けてあげたいし、そのための関わる、見ている大人が丁寧に関われるようにスタッフも増やしたいしというのが、正直私たちの願いです。

○会長 ありがとうございます。16のところですね。特に、もちろんほかのところもありますけど、進め方もいろいろ考えていかなきゃならないです。ほかの市でもそうですけど、どうしても公立園を減らしていくとどんどんそっちのそういうふうなことが起こることが多いのでね。やっぱりそこを今度は本当にセーフティネットで公立あるからということで、もう多分守口市はそういう立場ではないと思うので、そのあたりはちょっとこれまでと違った形、違ったフェーズでやっていかなきゃならない部分も出てくるかと思えますので、そのあたりはちょっとご検討いただければと思います。

○委員 本当にここがすごく大事な時期だし、大事な問題になってきます。この前、新聞で出ていたのですが、5歳児の発達に4.4カ月の遅れがあるそうです。コロナの中で家庭で過ごした子どもたちに4.4カ月の遅れがあるとの記事も情報も出ているわけなので、そこを考えたときにできるだけ子ども同士がやりとりできることを支える。で、それが質のよい保育を支えるという世界的潮流になっている、ということもちゃんと頭に置いておくことが必要かなとは思っています。

○会長 ありがとうございます。どうでしょうか。今、何かほかの点とかありましたら。

○委員 27番の職業体験学習なのですけども、さっきのことも一緒に、小学校へ入ったら同じ学年だけの中での育ちで評価されるのですよね。でも実際に社会出たときにはそんなことないですよ。何歳やからもうこの人駄目とかいうのはなくて、その人が実際にその周りの人にどう関わっているかとか、その動き方とかが評価されるということになってくるのですよね。で、そういうことを考えたときに、できるだけその職業体験なんかを充実させてあげたいなと思っています。来られるのは大体3日なのですよね。3日来ても影響は大きいですよ。大きいだけでも、もっと充実させるために1週間ぐらいあればいいかなと思っています。で、以前、これは門真の幼稚園のほうに来た子なのですけども、学校の先生が、この子はね、3日間もつかどうか分からないですって言ってたんです。その3日間がね。でも、現実に来てみたら、その周りの園児からお兄ちゃん、お兄ちゃんって言われることですから、自分自身の評価、自尊感情が多分高まったんだと思うのです。で、外で体操、お遊戯をしているときに、すごく動きがよかったので、何かしているのって先生が聞いたら、音楽に合わせて身体を動かすことが好きですということだったので、じゃあこんなんでいい？ということ、いろいろな曲をかけたら、その子はすごく楽しんで子どもと一緒にやってくれたのですよね。たまたまそれを中学校の先生が見ておられて、あの子がああいう表情でいてというのは、学校では見られないとおっしゃっていたので

すよ。やっぱりそれぐらい乳幼児期と関わることというのがすごく大事なので、ここはぜひ充実させるような方向で学校教育のほうとお話ししていただけたらいいかなと思っています。

そういう意味では、小学校・中学校・高校が今、すごく認知的能力に特化しているような動きが見えますよね。この22番の学力の向上もそうですよね。点数がどうのこうのというところに来てます。確かにそうなのですが、学校といえば人格を育てる場だと私は思っているの、その認知的能力の特定の学力の問題と、その子どもの一人一人の個性というのと、バランスをとってぜひできるような場になってあげてほしいなと思っています。

そういう意味では、数値的なものが目標として上げやすいから挙がってくるのかとは思いますが、でも、人格を育てる場ということを絶対忘れてはいけないと思うし、やっぱり人権的な配慮というのは人格を育てる面にあるのだろうなと思っています。ぜひそこらの22番なんかバランスをとるような表現にさせていただけたらいいかなと思っていますし、職業体験を充実するというような動きをぜひ今後の課題として挙げていただけたらいいかなと思います。

○会長 ありがとうございます。これ、42番のところ乳幼児ふれあい体験というのがあるので、まだ昨年だとコロナ禍で昨年まで動きにくかったという感じですか。

○委員 コロナ禍で来るのはすごく難しかったと思うのですよ。でも今、5類になったのだからこれからそこをやっていかないと駄目だと思います。

○会長 多分、こういう各園も今はウエルカムだとは思いますが、ここは中学校だと思いますけどね。42番のところはね。ふれあい体験を進めていただければなと思います。それと関連ですけど、22番ですね。学力の向上のところは数字として目標値としてつきやすいところではありますけど。こういうところだけではないということで目標もなんかちょっと、先ほど言われた点をまず含めて考えていただけたらなというふうには思います。

そのあたり何かありますか。ふれあい体験のこととか。

○事務局 今回議案とさせていただいていますのは、令和4年度の実績でございますので、この部分は第三期計画でもございますので、そのあたりまた委員の皆様のご意見を踏まえて新たな目標を設定していきたいと思っておりますけど、その際はよろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。どうでしょう。ほかにこの6章のところ何かありますでしょうか。

○委員 46番の子どもの豊かな成長支援の障がい児や特別な配慮が必要な子どもへの支援のところ、令和4年度の実績で令和3年度についてはこれについてはやはり、コロナの関係なのかなと。右に書かれているのですね。対象児がいなかったため実施していないのですね。こういう実際に療育関係の部分については十分今、窓口では実施に当たって受皿も含めて足りているのかなというのがわかき・わかすぎ園についてもなかなかその療育に行きたいけどもう満員で行けないという状況があって、なかなか行き先がないので、これも連携を図っていかないと保育のほうにはなかなか質の高いとか維持しながら実際にその発達にかなった保育を進めていくというのは難しくなってくる。

○会長 どうでしょう。その点は事務局として。

○委員 すみません。ぞうさんグループというのはこのわかき・わかすぎのことを言われているのか、民間園のことなのか。ちょっとそこも教えてください。

○事務局 ぞうさんグループはわかき・わかすぎ園で実施している事業でございます。

○委員 それが令和4年度の事業というのか、その対象児がいなかったということで、療育の対象児が今、話してきた経緯でかなり皆さんつないでもらいたいということなのですが、そういう対象児はいなかったということですか。

○委員 わかきじゃないんですか。

○事務局　ここに載っていますのがですね。その通園がこれ載っていない建付けになっていまして、在籍していないけれども個別で毎日通園する方ではないけれども。

○委員　通所の人ですよ。

○事務局　イメージされている通所ではなくてですね。必要に応じて訓練を受けに来るようなクラスをぞうさんと呼んでいるのですけども、それ以外に園のクラスというのはいわゆる療育、通園の部分については、それとは違う趣旨の訓練のことですね。

○会長　ぞうさんというのは未実施なのですよ。

○事務局　そうです。はい。

○男性委員　じゃあ、これはわかすぎ以外なのですね。

○事務局　わかくさ・わかすぎ園の中の実施事業がちょっと違うという、いわゆる皆様のご理解されている通所のクラスではない。在籍していないけれども必要に応じて療育サービスの受給決定を受けて利用されているというクラスがあるのですけども、その何回かのプログラムの、プログラムコースを受けられた方がいなかったということです。

○会長　ふだんは園に通ったりして、何かのプログラムコースで受けるというふうな子がいなかった。

○事務局　ふだん通っていない方へのそのプログラムメニューみたいなのが。

○会長　ああ。

○事務局　いわゆる通園と言われている部分については療育の部分でですね。受給者証を発行、受給者証を持っている方が通われる。療育についてはやっているのですけども、ぞうさんグループについてはそれを持たない方を対象にした療育的支援という部分で実施している外来療育という部分について対象者がいなかったので実施していないということです。

○委員　今、お答えいただいたように、この通園のほうですね。なかなか入れない現状があるというふうにも私も把握、この年度も含めてあるんですが、その一方で、このぞうさんグループですか。というところについては、誰も対象者がいないという、それだけの状況の中でそれが全くゼロというのは何か大きくその壁があるというか、その通うに当たって何かそのミスマッチになっているのかなというふうにも考えます。去年は前年についてはあったのですが、それがまだゼロという何かその理由と、ちょっとそのご質問していたように今の現状の通所、通園も含めてその人数に対して、希望される人数に対してそれがうまくかなっているのかどうかということもちょっと教えていただきたいです。

○委員　これ完全に私の想像なのですけども、もう通園が決まって来る子、ほかの施設と関わりのない子なんかは割と生活が安定しているから、コロナの感染の可能性とか低いんだけど、スポットで来る子についてはやっぱりほかの施設で感染者がいたりとか、並行通園してたりするので感染の可能性が高いので、コロナの基準で事業を止めるというのは分からんことはないのですよね。そういうことなのかなはどうなのですかね。

○事務局　そうですね。わかくさ・わかすぎ園側でコロナがあったら実施しなかったというよりはご利用される方がコロナがあつてですね。利用を控えていたというふうには捉えてはいるのですけど、実際にそういう聞き取りとかをしたわけではございませんので、認識としてはそういうふうには捉えてはいるのですけれども。

○委員　分かりました。今、お答えいただいたその施設の受皿としても通所の部分と療育との状況というのはどういうふうには。

○事務局　委員おっしゃるように、令和3年度、4年度についてはかなり希望者が多くて待っていたという状況あったのですけども、ちょっとこれ年度によってばらつきがあるというか、今年度にあつては比較的空いておりまして、入れるような今現状ではございます。

○会長 いろいろ何かあるかと思いますが、何かちょっとそろそろ7章に行かないと時間も微妙になってくると思うので、ちょっと7章のほうに。最後、もしよろしければ。

○委員 36の教育相談のところなのですが、令和3年度が20.3人ということで出ているんですね。ところが4年度になってくると23.4と増えているんですね。中学校も増えているんです。それを考えたときに、その理由がコロナ禍をきっかけに家に引きこもっている児童・生徒が増加し続けているためという形になって、このコロナ禍のためとの理由で甘く見てしまわないかという気がします。例えばいじめとかだったら、いじめられている子に対して周りの子が同調してしまう。同調圧力によって来られなくなってしまうというのがやっぱり大きいと思うのですよね。そう考えると、その上の不適切な指導に対する指導5件の中に、その点につき話をするような指導がされていたのかなというのがすごく気になります。お互いの気持ちをきっちり言い合えるような、極端な言い方すれば民主的な話し合いの場が持たれていたのかどうかというのが、これから先見ていかないといけないと思うのですよね。よくあるのが、いろいろな問題あったときに多数決で決めるということでパッとやっちゃうのですけども、実際には、そのいじめられている子なんかちゃんと意見が言えないし、またそれ以外のいろいろな問題抱えている場合少数の子はきっちり意見が言えない。その中で多数決という形で行ってしまわれると、少数意見の話を聞くというのがバツサリ切られてしまうわけですよね。そういうのが今、一番問題になっているのと違うかなと思います。さっきも言ったように、障害持っている子もそうです。やっぱり一人一人がちゃんと意見が言えるような場というのを作っていくとか、そういう姿勢をどこかで出していただけたらありがたいかなと思っています。

○会長 そのあたり委員どうですか。

○委員 実際に不登校は全国的にもすごく大きな課題であるということで、まずその不登校をできるだけ未然防止しようという取組も学校でも進めていかないと駄目だなというような方向で今、進んでいるところです。もちろん今おっしゃったように、気持ちを言い合える学級づくりの大切さとかも職員とかにはいろいろな話もしていっていますし、このコロナ禍をきっかけにということの、言葉だけ見ると何かあれなのですけど、やっぱり子ども同士の間関係の在り方であるとか、やっぱり低学年のまた暴力行為とかいうのがやっぱり増えてきているのです。おっしゃるようにそのやっぱり言葉で伝えるということがやっぱり十分できていない。先ほど5歳児が4. 何カ月遅れているということもやっぱり関連しているのかなということで、小学校においてはやっぱり不登校もかなり増加しているし、低学年の暴力行為、友達同士との暴力行為というのも実際増えているので、やはりそのあたりも教育の中でやっぱりその気持ちを言い合える。言葉で伝えるということも大事にしていかないと駄目なのかな。だから単純にコロナ禍をきっかけにという書き方がざっくりし過ぎているので、内容的にはやっぱりコミュニケーションが。

○委員 学校さんがすごく頑張っているのは分かるので、そのことをどこかに入りたい。

○委員 というところですよ。だからこのコロナ禍をきっかけにということがあるから。

○委員 だから本当に一人一人を大事にするような関わりというのをこの事業計画作成のはじめに人権のところでは結構うるさく言ったと思うのですよ。その表れとして何かどこかにそういうことが表れてほしいなと私は思っています。

○会長 コロナが直接というよりも、結局コロナ禍によって人間関係がいろいろ出てきて、それで増えているという。何かこの書き方どっちか分からないという、コロナ怖くてみんな、感染が怖くて引きこもってるみたいな感じにとれてしまうので。またそのあたりもまた検討していけると。

○委員 本当に増加し続けているところに注目が行けばいいと思います。

○会長 そうですね。はい。ということで、第6章もちょっと議論がつきませんが、第7章のほうにいかせていただくということでお願いできたらと思います。

じゃあ、事務局またお願いいたします。

○委員 ちょっと1つだけ、これ多分数字の間違いかなと思うのですが、84なのですけども、令和3年度は50施設で施設の内訳の数変わっていないのですが、49施設になっているんです。これ多分50の間違いじゃないかなとは思うのですが。

○会長 減っていると。

○委員 はい。ちょっとここ確認していただいて。

○事務局 またその数字については確認させていただきます。修正があれば修正させていただきます。

○会長 どこかがやめちゃったという感じになりますよね。はい。じゃあ、それでは第7章、説明お願いいたします。

○事務局 それでは、議題2「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画 第7章の令和4年度進捗状況」についてご説明いたします。

お手元の資料3「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画 第7章 調査票（令和4年度実績）」をご覧ください。

初めに、資料の表の見方についてご説明申し上げます。資料の「①量の見込み」とは、各事業に対するニーズ量の見込み値であり、計画策定の際に推計した値となっております。一方で、「②確保方策」とは、量の見込みに対して、市の施策により確保・対応が可能となる値です。いずれも、上段の計画値と書かれた部分は、第二期守口市子ども・子育て支援事業計画上の計画値をお示ししています。次に、「③実績」と記載された欄ですが、ここは各事業のそれぞれの年度における実績値を記載しております。本日の会議では、令和4年度の実績値を報告させていただきますので、令和4年度実績値と書かれた網かけの部分が、報告させていただくメインの部分となります。

また、昨年度に実施しました「中間見直し」により、令和4年度以降の“見込み値”を変更した事業については、変更後の見込み値を資料に反映しておりますので、ご留意いただければと思います。

それでは、まず教育・保育の部分からご説明いたします。1ページをお願いします。

初めに、(1)1号認定ですが、1号認定とは、3歳から5歳の子どものうち、幼稚園を利用する子どもをさします。この1号認定の量の見込みと確保方策ですが、計画では「(1)－1 1号認定（専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭）」と、「(1)－2 2号認定（共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭）」の2つの区部の合計でお示ししています。いずれの区分も、幼児期における学校教育の利用希望がある者ですが、(1)－1については、いわゆる専業主婦等で、就労等により家庭での保育が困難ではないため、保育所利用ができない区分をさします。(1)－2については、保護者の就労等で家庭での保育が困難であることから、保育所等での保育の必要性があるものの、幼児期の学校教育の利用希望が強い区分であることから、計画では1号認定の区分に算入しています。

令和4年度の実績ですが、市全体としては、①量の見込みの計画値が、1,138人であるのに対して、令和4年度の幼稚園または認定こども園に実際に入園している人数は1,115人となっており、令和3年度までは実績値が計画値を上回っていたのに対して、令和4年度は実績値が計画値を下回っています。

また、②確保方策は、計画値が合計1,515枠であるのに対して、実績としては、合計1,483枠であり、こちらも令和3年度までは実績値が計画値を上回っていたのに対して、令和4年度は実績値が計画値を下回っています。これは、特定教育・保育施設の利用定員が減少したことによるものです。

しかし、令和4年度実績における市全体の「①量の見込み」と「②確保方策」を比較すると、全てのエリアにおいて、②確保方策が①量の見込みを上回り、教育・保育の受皿としては、十分足りていることを示しています。

ページをめくっていただき、次に（２）２号認定に参ります。

２号認定とは、３歳から５歳の子どものうち、保護者が働いているなどの理由により、家庭での保育が困難であることから、保育所の利用希望が強い認定区分です。

まず、市全体で見ますと、①量の見込みの計画値、１，９６２人に対して、令和４年度の実績値は、未利用児も含め２，０２８人となっております。

また、②確保方策の計画値は、１，９６９枠ですが、令和４年度実績としては、１，９１０枠となっております。表の数字だけを見ますと、市全体の①量の見込みは、実績値が計画値を上回っているのに対し、②確保方策は、実績値が計画値を下回っています。この点に関しては、確保方策については、各施設の利用定員を積み上げて実績値を出しているのに対し、計画値は利用定員のほか、各施設において弾力的運用等で受け入れられている実態を踏まえて設定していることなどが理由として考えられます。そのため、実際の受入れについては１号認定の利用定員の空き枠を活用し、２号認定の受入れを行うなどし、２号認定の設定利用定員よりも多くの児童受け入れを行い、対応したこととなります。

ページをめくっていただき、次に（３）３号認定（共働き家庭等）【０歳】に参ります。

３号認定とは、０歳から２歳までの子どものうち、２号認定子どもと同様、保護者の就労などにより、家庭での保育が困難であることから、保育所の利用希望が強い認定区分で、そのうちゼロ歳児がこの区分となります。

まず、市全体の実績ですが、①量の見込みの計画値が合計３５０人に対して、令和４年度の実績は、未利用児も含め、合計３４６人となっております、実績値が計画値を下回っています。

また、②確保方策の計画値は合計４３５枠ですが、実績値は、合計３９８枠と、こちらも実績値が計画値を下回っています。

なお、実績値の①量の見込みと②確保方策を比較すると、全てのエリアにおいて②確保方策が①量の見込みを上回っており、市全体では、①量の見込みに対して②確保方策の数値が上回っていることから、②確保方策としては足りていることを示しております。

ページをめくっていただき、次に（４）３号認定（共働き家庭等）【１・２歳】に参ります。

まず、市全体の実績ですが、①量の見込みの計画値合計１，４２８人に対して、令和４年度の実績は、未利用児も含め、合計１，５９６人で、実績値が計画値を大きく上回っています。

また、②確保方策の計画値は合計１，４３４枠ですが、実績値は合計１，２８６枠であり、実績値が計画値を下回っています。量の見込みについては、全てのエリアにおいて、実績値が計画値を上回った（＝計画よりも実際のニーズが多かった）一方で、確保方策については、全てのエリアにおいて、実績値が計画値を下回っています（計画よりも定員を設けることができていない）。

また、実績値を見ますと、市全体、いずれのエリアにおいても、①量の見込みが、②確保方策を上回っている、つまり、確保方策が不足している状況であることが分かります。

そのため、施設によっては、前に説明しました、“弾力的運用”により、利用定員を超えた受入れを行うことなどにより対応しています。

以上が、「教育・保育の量の見込みと確保方策」についての令和４年度実績となります。

続きまして、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の令和４年度実績について、ご説明いたします。資料につきましては、５ページ目以降となります。

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども及びその保護者への情報提供や助言、相談、指導、また必要な支援を実施する事業のことをいい、子ども・子育て支援法において、１３の事業が規定されており、市町村子ども・子育て支援事業計画において、それぞれ事業の量の見込みと提供体制の確保内容、及びその実施時期を定めることとされています。



まず、前提として、「地域子ども・子育て支援事業」については、全ての事業で、①量の見込みと②確保方策の見込み数は同じとなっています。これは、先ほどの「教育・保育の量の見込みと確保方策」と異なり、基本的には利用希望者が申込み等を行えば、そのサービスを利用できると考えられることから、量の見込みと確保方策は一致させているからでございます。

また、この「地域子ども・子育て支援事業」については、令和4年度に実施しました中間見直しにより、令和4年度の量の見込み及び確保方策についても計画値の見直しを行ったため、見直し後の計画値と実績値を比較することとします。

それでは各事業の令和4年度実績についてご説明いたします。5ページをお願いします。

まず、(1) 時間外保育事業について、こちらは、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間及び通常の利用日以外の日において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。計画では、市全体で①量の見込みは、年間1,870人、②確保方策は、市内55カ所の施設による確保となっていますが、実績は年間1,841人の利用、施設は市内54カ所となっており、実績値が計画値を下回ったものの、本事業のニーズに対応できております。

6ページにまいりまして、次に(2) 放課後児童健全育成事業についてです。こちらは、就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に、適切な遊びや、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のことです。なお、守口市では入会児童室の運営について、令和元年度から民間委託をしており、開設時間の延長などサービスの拡充を図っています。

まず①小学校低学年である1年生から3年生ですが、計画では、市全体として、年間875人の利用を見込んでおり、確保方策は、市内全小学校及び義務教育学校の計14カ所で同数分の提供体制を確保することとしていましたが、実績としては、年間1,136人の方が実際に児童クラブ入会児童室を利用されました。

本市といたしましては、児童クラブ入会児童室の利用を申し込まれた方は、令和4年度時点では待機なく全ての児童を受け入れることができておりますが、今後も利用児童数が増加していくことを見据え、事業の実施に十分なスペースの確保など、検討が必要な課題があります。

7ページにまいりまして、次に②高学年をご覧ください。

②高学年である4年生から6年生については、守口児童クラブ登録児童室を活用していただくこととしております。登録児童室は、市内の各市立小学校で実施している地域の遊び場の提供であり、事業の実施に人数の制限はないため、全てのエリアの登録児童室で必要量の確保はできています。

8ページにまいりまして、次に(3) 子育て短期支援事業についてです。こちらは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

計画では、①量の見込みは、年間105人日でしたが、実績は、年間10人日でした。実績値が見込みを下回っておりますが、これは令和3年度と同様に本事業の委託先である児童養護施設では集団生活となるため、新型コロナウイルス感染症の感染に不安がある保護者が利用を控えたことによるものです。なお、確保方策は計画値から1カ所増加し、8カ所となっています。

なお、先ほど、10人日と申し上げましたが、人日という単位は、例えば、1人の方が年間3日利用した場合、3人日と数える。要は延べ人数を表しています。

9ページにまいりまして、次に(4) 地域子育て支援拠点事業についてです。

こちらは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供などの援助を行う事業です。

計画では、市全体として、①量の見込みは、年間3万1,386人日の利用を想定していましたが、実績としましては、年間2万2,963人日の利用がありました。市全体及び全てのエリアで、実績値

が計画値を下回っておりますが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の中、1年間を通して開設ができる状態となり、利用者は増加傾向にあります。利用者の増加につなげる取組の1つとして、全拠点施設について広報で特集記事として掲載したり、また、各拠点施設と書面で情報交換を行いました。

10ページにまいりまして、次に(5)一時預かり事業等についてです。

こちらは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

この事業ですが、利用児童の種別に応じて、区分を分けており、まず、1号認定及び2号認定における市全体の量の見込みの計画値は、6万8,900人日、で③実績は6万8,172人日となっております。利用者数は実績値が計画値を下回る結果となりました。当該事業の保護者ニーズは非常に高く、今後もそれにしっかりと対応していくため、継続して各施設へ本事業の体制確保への支援を行ってまいります。

11ページにまいりまして、こちらは幼稚園における在園児以外の一時預かりについてです。

なお、「③幼稚園における在園児(1・2号認定)以外」については、他の事業と同様、市全体及びエリアごとに分けて計画値及び実績値を計上していますが、ファミリーサポートセンターの利用実績については、エリアごとに実績値を計上することが非常に困難なため、こちらは市全体の実績値のみ記載しています。令和4年度の値を見ると、市全体では①量の見込みの計画値3,731人日に対し、③実績値では2,520人日と市全体では実績値が計画値を下回る結果となっております。

12ページにまいりまして、次は(6)病児保育事業についてです。

こちらは、風邪などの病気の児童について、医療機関や保育所等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

市全体では、①量の見込みの計画値、年間2,828人日に対して、②確保方策も同数を5カ所の施設等で確保することとなっていましたが、実績は年間164人日となっております。量の見込みの実績値が計画値を大きく下回っておりますが、これは昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用制限や自粛等の要因が多いと考えます。実施施設数についても目標値の達成には至りませんでした。令和4年度は市内施設と新たな事業実施の実現に向けて協議を進めております。今後も、多様なニーズに応えるため、実施施設数の増加に向けた方策の検討を行っていく必要があると考えています。

13ページにまいりまして、次は(7)ファミリーサポート・センター事業についてです。

こちらは、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。事業計画における地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策では、小学生のみを対象としています。

計画では、①低学年(小学校1~3年生)と②高学年(小学校4~6年生)に区分けてしており、①の低学年では、計画値年間378人日に対して、実績が年間514人日と、実績値が計画値を上回る結果となりました。②の高学年については、市全体の①量の見込み及び確保方策の計画値年間14人日に対して、実績が年間5人日と、実績値が計画値を下回る結果となりました。低学年の活動は増となり、高学年は減となっておりますが、その年の活動依頼により実績の変動があり、確保方策は十分に取られています。今後も引き続き、協力会員の確保とともに、制度の周知に取り組んでいきます。

14ページにまいりまして、次は(8)利用者支援事業についてです。

こちらは、子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談や助言などを行う事業です。令和4年度の実績としましては、計画値と同数の1カ所での実施となっており、関係部署と連携しながら、市民からの相談などに対応しています。

15 ページにまいりまして、次は（9）妊婦に対する健康診査についてです。

こちらは、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康診査を実施するとともに、妊娠期間中、適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。市全体では、妊婦届出数及び延回数ともに実績値が計画値を下回っておりますが、妊婦健康診査の延べ受診回数が前年比大幅に減少している点は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んだことで、里帰り出産を選択できるようになった妊婦が増加し、府外受診の件数もそれに比例したためと考えられます。今後も妊婦健康診査の重要性・必要性の周知に取り組んでいきます。

16 ページにまいりまして、次は（10）乳児家庭全戸訪問事業についてです。

こちらは、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。市全体では、①量の見込み及び確保方策の計画値、年間1,088人に対し、実績は年間942人でした。全数訪問を目標としていますが、訪問率は100%には至っておりません。コロナ禍での訪問に不安のある方に関しましては、電話訪問に替えて対応しておりますが、電話もつながらないケースがあり、その場合は手紙送付等でアプローチをしています。令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染を懸念して訪問を拒否されるケースも見られましたが、民生委員の訪問を再開したこともあり、訪問実績が伸びております。また、長期にわたり実家に帰省されているケースや、訪問の同意を得られないケースについては、4カ月検診時点で全数把握しております。引き続き、市民の訪問事業に対する理解が深まるよう、母子手帳交付時に乳児家庭全戸訪問についての詳細を周知してまいります。

17 ページにまいりまして、次は（11）－1 養育支援訪問事業についてです。

こちらは、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。令和4年度の実績といたしまして、①量の見込みの計画値、年間34人に対し、実績は年間490人となっております。令和2年度より従来の相談型に加え、育児家事援助型として委託事業所からヘルパーの派遣を開始し、保護者のニーズや各家庭の課題に応じた家事の援助を行うことで、実績値が計画値を大幅に上回る結果となっております。

次は（11）－2、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業についてです。

こちらは、子どもを守る地域ネットワークの機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、連携強化を図る取組を実施する事業です。年々増加する児童虐待に対応するため、令和4年度は要保護児童対策地域協議会を年間17回開催し、情報集約と対応方針の検討を行いました。また、対応に苦慮する家庭や協議を深める必要があるケースについては困難事例検討会議を年間15回実施し、年々増加する特定妊婦のリスク管理やハイリスク妊婦へのアプローチ等、妊婦への支援体制の強化を図るため妊産婦検討会議を年間11回実施する等、外部アドバイザーを招致して、関係機関で今後の方向性や支援方針について検討・協議しました。

18 ページにまいりまして、（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業についてです。

こちらは、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他行事への参加に要する費用等を助成する事業です。令和2年度から新たに実施しました子ども・子育て支援新制度に移行していない市立幼稚園に在籍する児童の副食料費に要する費用の補助について、令和4年度も引き続き実施しました。

19 ページにまいりまして、最後に（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業についてです。

こちらは、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。私立認定こども園等に対して、特別な支援が必要である子どもの受入れを行うための職員の加配に要する人件費の一部

を補助することで、当該子どもが円滑に入園できるよう支援を行いました。今後も認定こども園等を利用する特別な支援が必要な子どもにとって、よりよい環境・保育環境・保育体制等が提供できるよう、引き続き必要な財政措置を行います。

以上が、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」についての令和4年度実績です。よろしく願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。ということで、何かありますか。

○委員 ここではあまり表立って出てないのですが、先生の採用がなかなか進まないという実態がございます。で、19ページ13番の多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業という中で、職員の加配、要するに人件費の一部を補助することでこども園の入所を円滑にすることができたということを書いているのですが、これは採用できていることが前提なので、実際には最初のところを見てもらったら分かるとおりに、受け入れ枠が減っているところがあるのですよね。数字としては、こっちのほうがいいかな。2号認定のところなんかでも、端に予定している子どもの受入数が足りないという。計画分確保でも足りないという状態になっているというのは、基本的には今ある施設そのものの先生の数が確保し切れずに子どもが受けられないという状況になっているということです。弾力化運用が出来ずほぼ定員、配置基準どおりの定員いっぱい受けてやっている。先ほど言ったような少人数制が導入ということが実際にはできないというのはそういうところにあるわけですよね。だから、本当に必要なのは先生の採用をきっちりできていて、既存の施設がきっちり定員を受けられることプラス、それに足りない分を補っていくというふうにできたらいいのですが、既存の施設が先生の採用ができずに受け入れ枠を少なくしているのです。子どもの数が受けられないということがあります。それがちょっと何らかの形で出てくればいいかなと思っています。

それともう一つ、20ページのところの評価のところですね。6行目なのですが、市内の私立認定こども園、保育園に新卒で採用された職員に対し、民間施設との協働で最大40万円を支給するということなのですが、これ協働といたらすごく格好いいのですが、実は折半で市は20万円、事業者が20万円ということなので、ちょっとそこはご理解いただけたらありがたいかなと思っています。すみません。

○会長 ありがとうございます。どうでしょうね。その前半言っていた部分はちょっと大学のほうの問題もちょっと、先生の少ない問題のほうが大きいのですが、何か市のほうで何かありますか。

○事務局 市としましては、その配慮が必要なお子さんに対する加配等の職員採用に向けての様々な国であったり府であったり制度を十分に重視しながら検討してまいりたいというふうに今、考えております。

○会長 ありがとうございます。本当にいろいろな市がこれやっているのですが、なかなかこう保育者を目指す子どもたちが増えないというところが1つ大きな原因で、取りあえず保育系とか教育系の大学の学生が減っているというところがあるかなと思いますので。

○事務局 あとすみません。私今、子ども施設課にいて今年3年目になるのですが、この間でその職員の採用、保育士さんの採用はできないというお声というかですね。実際に具体的にご相談を受けさせていただいたのが、実際今年に入って初めて1件ございまして、そういった意味ではその辺の職員採用、保育士の採用についてですね。十分な内容が分かっていない部分もありますので、その辺の実態を含めてしっかり確認していきたいと考えております。

○会長 そうですね。またそれと議論していかないとね。

○委員 別に市が何かやってくれと言っているわけではなくて、ただここにいらっしゃる委員さんが、そのことをあまりご存じないかもしれないということで、ちょっと言わせていただいたので。

○委員 もしね。求人とかいただけるのであればハローワークで支援できることがあれば支援させていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 お願いします。ほかありますか。大丈夫ですかね。何か気になることに数字とかないですかね。

では、7章に関しては、もしかしたら気を遣っていただいて頭の中にあるけど言いにくいところもあるかと思いますが。

○委員 ちょっと1つだけお願いがあるのですが、いつもこの資料いただくときに、令和2年、これだったら令和2年から6年についての歳児別の人口動態の表をいただきたいということを毎年お願いしているのですが、今年もまたいただけますでしょうか。お願いいたします。

○事務局 はい。

○会長 はい。ありがとうございます。じゃあ、7章はちょっと時間も気遣っていただいている面もあると思いますが、これで次に移りたいと思います。

それでは、最後の議題の「小規模保育事業の認可についての意見聴取に係る報告及び特定地域型保育事業者の確認に係る新たな利用定員の設定等」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明をさせていただきます。

先ほど「第5回認可部会」を開催し、市が認可する予定の小規模保育事業に関して意見をいただきましたので、そのご報告させていただきます。

まず、本日の認可部会は、新たな守口市子ども・子育て会議の委員となってから初めての会議でしたので、新たに部会長及び部会長の職務代理者を選出しました。部会長については、久保田会長が就任され、部会長の職務代理者については、木下委員に決定しました。

それでは、お手元の資料、右上に「追加資料1」と書かれたA4横の資料をご確認ください。

認可部会では、令和5年10月1日及び令和5年11月1日に開所予定の小規模保育事業所、資料の上から3つ事業所の認可について審議が行われました。なお、審議内容につきましては、①認可申請の申請者や実際に保育に従事する者などの個人情報を含め、“特定の個人を識別し得る内容が含まれている”こと、加えて、②認可申請をされた法人の事業情報などが含まれており、それを公開することで“公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあること”から、守口市子ども・子育て会議運営要領第2条第1項の規定により、具体的な審議の部分は非公開により行いました。

なお、審議結果ですが、いずれの施設においても、設備運営基準を満たしてはいましたが、認可に際して、それぞれの事業者に対して認可部会から意見が付されております。

まず、令和5年10月1日事業開始予定の「南寺方にこにこ保育園」及び、同じく、令和5年10月1日事業開始予定の「南寺方にこにこ第二保育園」について、こちらは2つの園併せまして意見を頂戴しております。こちらの2つの園につきましては、同一建物での運営となりますことから、この両施設での保育士間の連携等に努められたいこと。そしてこの両施設ともそれぞれの設備運営基準を遵守するよう努められたいこととのご意見をいただきました。

続きまして、令和5年11月1日事業開始予定の「もりもりえがおの保育園」、こちらにつきましては、事業者から出された資料上からは、保育士の採用が少ないように見受けられるということで、保育人材の確保に努められたいこと。そして、資料提出時点においては、連携施設が未確定ということでしたので、連携施設の確保に努められたいこと。また、保育計画等の充実について検討されたいこと。加えて資料上からは、園庭はなく代替の公園ということでございましたので、園外活動の経路についてしっかり保護者に説明されたいこと。以上のご意見を頂戴いたしました。

以上が、認可部会の報告となります。

引き続き、特定地域型保育事業者の確認に係る新たな利用定員の設定について、事務局から説明させていただきます。

○事務局 続きまして、特定地域型保育事業者の確認に係る新たな利用定員の設定についてご説明申し上げます。右上に、追加資料2と書かれたホッチキス留めの資料をご覧ください。

まず、1ページをご覧ください。

「認可」を受けた教育・保育施設等が、施設運営のための財政支援である施設型給付費等（以下、「給付費」という）の給付の対象となるためには、給付の実施主体である市町村の「確認」が必要となります。市町村が、各施設からの申請に基づき、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認することで、給付費が支払われることとなります。この市町村からの確認を受け、給付費の支給対象となった施設のことを、特定教育・保育施設、もしくは特定地域型保育事業者と言います。この特定教育・保育施設等としての確認を受ける上で、認可に係る利用定員とは別に、確認に係る利用定員を新たに設定する必要があります。確認に係る利用定員とは、認可に係る利用定員、通称、認可定員の範囲内で設定することとされており、給付費等の単価水準を決定する定員のことを言います。直近の実際の利用人数や今後の見込みなどを踏まえて設定されます。

2ページをご覧ください。

先ほど申しあげました、確認に係る利用定員を新たに設定するときは、子ども・子育て支援法第31条第2項、もしくは第43条第2項の規定により、あらかじめ子ども・子育て会議にて意見聴取しなければならないこととされております。今回、令和5年10月1日及び11月1日付で3つの施設が新たに事業を開始予定のため、特定教育・保育施設等の確認にかかる利用定員の新たな設定についてご報告させていただきます。

3ページをご覧ください。

今回、新たに、確認に係る利用定員を設定する施設が3施設ありまして、そのうち、10月1日に運営開始予定の施設が2施設、11月1日に運営開始予定の施設が1施設です。

まず、10月1日に運営開始予定の2施設についての確認に係る利用定員の設定について説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

No. 1の南寺方にここにこ保育園とNo. 2の南寺方にここにこ第二保育園につきまして、この2つの施設は、株式会社K' 3が南部エリアに設置する施設で、同じ建物内の1階と2階でそれぞれ事業を行う予定です。施設の種類としては小規模保育事業A型です。こちらの施設の確認に係る利用定員でございますが、いずれの施設も認可定員と同数であり、No. 1の南寺方にここにこ保育園が、ゼロ歳児4名、1歳児7名、2歳児が8名の合計19名、No. 2の南寺方にここにこ第二保育園が、ゼロ歳児6名、1歳児6名、2歳児が7名の合計19名となっております。

続いて、11月1日に運営開始予定の1施設についての確認に係る利用定員の設定について説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

No. 3のもりもりえがおの保育園につきまして、こちらは株式会社プレシャスファミリーが南部エリアに設置する施設で、施設の種類としては小規模保育事業A型です。こちらの施設の確認に係る利用定員でございますが、認可定員と同数であり、ゼロ歳児が2名、1歳児が5名、2歳児が5名の、合計12名となっております。

最後に、6ページをご覧ください。

先ほど申しあげました、今回の確認に係る利用定員の新たな設定を踏まえた、令和5年11月1日時点の利用定員の推移について、示させていただきました。今回、新たな確認を行う利用定員の設定は、

全てゼロ歳児から2歳児となります。市全体で見ると、3号認定のうちゼロ歳においては12名増加し408名、3号認定のうち1・2歳においては38名増加の1,310名となっております。

説明については、以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。先ほど認可部会の方でこれについての議論をしまして、ちょっと遅くなってしまいまして申し訳ありませんでした。ではちょっと、こちらの件で何か質問などありましたらよろしくお願ひします。

○委員 今、ご説明していただいて1、2、3と、No. 1、No. 2については同施設というか同じ場所で1階、2階ということでわかったのですが、これそれぞれ地域でいうと南部区域になるということで、そこでの人数の確保をするということでいろいろな施設への影響もあるかなと思うのですが、これについては開設地ですね。それは南寺方ということでそこは1番と2番は大体分かるのですが、その3番についての開設地とか住所についてこれは公開とかお知らせいただくことは可能なのでしょうか。今の時点で。

○会長 それでは事務局の方で。

○事務局 追加資料のほうに所在地については令和5年11月1日事業開始予定とし、地域型保育事業に関する概要ということで所在地ですね。こちらのほうに記載させていただいております。

○委員 はい。分かりました。今、確認のほう、追加資料があるということで。あともう1点、いわゆる小規模保育事業A型ということで、No. 1とNo. 2ですけど同じ設置者ということで、その第一と第二という形になると思うのですが、その人数については本来19人以下ということが小規模になりますけども、この形で同じところにその1階、2階という形でいえば、いわゆるその定員ですね。規模でいったらいわゆるその場所で倍の数になると思うのですが、こういう形というのは本来その設置するときについては地域性とかその全体幅広くとか、その全体のバランスを考えていく。こういう形については特段問題とかそういうところについてはもう、それであるから認可されていると思うのですが、そういうところについてはお考えというのはあったのでしょうか。いわゆる同じ場所で2階建てになってその規模がかける2になるという部分と、そのまた別の場所で考えての募集という。そういう状況、ここに至った経緯について。

○事務局 募集につきましてですが、募集についてはエリアですね。特段指定はせずに募集している状況でして、この事業所については2施設の応募はされておるのですが、それぞれの事業所ごとに選定させていただいて、結果としてその同じ建物の2施設が選ばれたということになっておりますので、特段2施設だからこの事業者に決定しようというような選定はしておりません。

○委員 分かりました。ありがとうございます。これはかける3で3階建てのとか、もちろんその量の見込みとかそれはあると思うのですが、そういう考え方もあてはまってくるのかなといずれにしても全体の中の今のある既存施設と他の小規模施設とかニーズとまあうちは狭隘な面積のところですので、どこでもいけるというメリットがあると思いますけども、そういうところについても今後この人口動態と比較して、あとエリアごとのその人口ですね。そういうところのバランスも含めてご検討いただくのも1つかなと。今回はこういう状況、募集に対しての人数とエリアは特に絞っていなかったというかね。決めていなかったということで分かりました。

○会長 ちょっと関連のような話題も認可部会で1つ出たので守口市にはほかにもありますけどね。1階、2階でどうしてもなんかそうやって2つの園、何かこう、本当は1個でいいのではないかと見えてしまう。それがあって付帯意見としてちゃんと別の園だということで基準は持っていただきたいな。それもあったのですが、ただ他方でおっしゃっていただいたように、大体その場所に40人ぐらいということは事実としてありますのでね。そういう意味で結構いろいろな影響もあるのかなと確かに思います。

○委員 　　です。すみません。何か私あのそういう知識がない者からすればね。何で小規模を取りたいのかなと思った。いろいろ事情はあるかとは思いますが、普通の市民の方もそう思われるのではないかなど。

○会長 　　確かに思ってしまうところあるのでしょうかね。

○委員 　　それはいろいろな事情がとは思いますが、ここで発言するのも何なのですけど、そういうことで。

○会長 　　ちょっと何かコメント求めるのもあれですけど。

○委員 　　いやもう別にコメントは大丈夫です。

○事務局 　　すみません。今回小規模保育事業所を募集させていただいた経緯といたしましては、そもそも子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの中で受入れ枠がちょっと少ないというような現状もございまして先ほどもちょっとお話をさせていただいたのですけども、4月1日時点での待機児童の発生が見込まれていましたので、その部分について緊急的に小規模保育事業であれば早急に対応できるという部分で、まずそちらのほうで対応させていただいて、その後にも募集しておるのですけども、保育所のほうもさらに受皿の確保という部分で募集を今、させていただいているような状況です。

○委員 　　はい。ありがとうございます。

○会長 　　そのあたりの事業所のニーズ等あれば、あったというふうな解釈を。

○委員 　　はい。分かりました。

○会長 　　はい。ほか大丈夫ですかね。

(意見なし)

じゃあ、ということで、ただいま事務局から説明がありましたが、認可部会でのちょっと先に言っておくべきだったのかな。認可に係る意見聴取については専門部会である認可部会に諮っていますので、この子ども・子育て会議においては特定地域型保育事業者の確認に係る新たな利用定員の設定について意見を賜りたいと思いますという、ちょっとこれを言わなきゃいけなかったですね。で、また配付している資料に含まれていない認可部会で知り得た法人の事業情報や個人情報については、認可部会の委員の方も、あと傍聴でいらっしゃった方もいますので、まだ公開の対象ではないので、ちょっと発言の際にはご注意ください。

それでは、議論のほうは終わりになりますが、最後に事務局から事務連絡があるということで、事務局から説明をお願いします。

○事務局 　　委員の皆様におかれましてはお忙しい中、長時間にわたりまして会議にご参加いただきまして、また貴重なご意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

また、本日、会議時間が遅れまして誠に申し訳ございませんでした。

次回の会議につきましては、11月頃の開催を予定しております。

最後に、今回の報償費の支払いにつきましては、後日、口座振替依頼書、領収書を郵送にてお送りいたしますので、同封しております返信用封筒にて、ご返信いただきますようよろしくお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。

○会長 　　どうもありがとうございました。

それでは、会議はこれにて閉会いたします。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。



閉会 午後6時30分